

枚方市商業連盟青年部会会則

(名称)

第1条 本会は、枚方市商業連盟青年部会（略称；枚方商連青年部会）と称する。

(目的)

第2条 本会は枚方市商業連盟（以下「枚方商連」という。）の事業活動に積極的に協力するとともに、会員相互の連絡と交流を深め、青年商業者の組織と運営並びに諸活動を通じて、枚方商連の振興発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は枚方商連内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員に対する連絡指導に関する事項
- (2) 研修会、視察見学会等の開催に関する事項
- (3) 会員相互交流活動に関する事項
- (4) 青年部会活動及び商店街近代化推進等に必要な情報の提供及び交流に関する事項
- (5) 会員の福利厚生に関する事項
- (6) その他必要な事項

(会員)

第5条 本会は枚方商連所属商店会、市場、百貨店・量販店等、枚方商連のメンバーにより構成する。会員の年齢は原則として50才以下とするが、枚方商連青年部会活動に賛同し特に枚方商連理事長の要請する者はこの限りではない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

部会長	1名
副部会長	若干名
会計	1名
幹事	若干名
監事	2名

2. 当部会に顧問及び相談役を置く。相談役は枚方商連三役及び常任相談役とする。相談役は役員会に出席し意見を述べることができる。

(役員を選任)

第7条 役員は総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 補欠のため選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 設立第1期目の役員任期は平成12年3月31日までとする。

(役員職務)

第9条 部会長は、本会を代表し本会の業務を総理する。

2. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計を掌理する。
4. 監事は、本会の業務及び会計状況を監査し、総会に報告する。

(枚方商連常任理事会への出席)

第10条 部会長及び副部会長は、必要に応じ枚方商連常任理事会に出席し、意見を述べることができる。

(報告の義務)

第11条 部会長は、本会の実施した事業報告等について、枚方商連常任理事会に報告しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。臨時総会は必要あるとき役員会の議決を経て部会長が招集する。
3. 総会の議事は、会員の過半数（委任状を含む）が出席し、その過半数で決する。但し、会則の変更は、3分の2以上の議決を必要とする。
4. 総会の議長は、部会長とする。
5. 総会には枚方商連理事長及び副理事長が出席し、助言することができる。

(総会の議決事項)

第13条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び事業報告の承認
- (3) 収支予算及び決算の承認
- (4) その他必要と認められる事項

(役員会の議決事項)

第14条 次の事項は役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 本会の運営並びに事業の計画、実施に関する事項
- (3) 総会の議決により委任された事項
- (4) 第4条に示す事業の執行に関する事項
- (5) その他必要と認めら事項

(役員会の議決)

第15条 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(委員会)

第16条 本会は必要に応じ、各種委員会を設置することができる。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業経費等)

第18条 事業経費は、部会費及び枚方商連よりの助成金をもってあてる。

2. 部会費の額及び徴収方法については役員会の議を経て定める。

3. 本会の会計は、枚方商連会計と区分して処理する。

(補則)

第19条 この会則に定めのない事項については、役員会の議を経て、枚方商連役員会の承認を得たうえで定めるものとする。

(付則)

1. この会則は、平成11年6月16日より実地する。

平成16年6月18日より実施する。

第3号議案

会則抜粋

<現 行>

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

部会長1名 副部会長若干名 会計1名 監事2名

2. 当部会に顧問及び相談役を置く。相談役は枚方商連三役及び常任相談役とする。相談役は役員会に出席し意見を述べることができる。

<改正案>

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

部会長1名 副部会長若干名 会計1名 幹事若干名 監事2名

2. 当部会に顧問及び相談役を置く。相談役は枚方商連三役及び常任相談役とする。相談役は役員会に出席し意見を述べることができる。

(案)

平成28年度総会上程事項

(会則)

第5条 本会は枚方商連所属商店会、市場、百貨店・量販店等、枚方商連のメンバーにより構成する。会員の年齢は原則として50才以下とするが、枚方商連青年部会活動に賛同し特に枚方商連理事長の要請する者はこの限りではない。

※ 但し、会員の年齢を満60歳をもって定年とする。但し、この限りではない。